

記事の訂正

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会ニュース20号の「みずさわ」の住所、定員について誤って掲載致しましたので下記のように訂正いたします。
住所：川崎市宮前区水沢3-6-50
定員：80名、短期入所者10名

神奈川施保連ニュース

発行人 岩本 邦雄 編集人 杉山 昌明
発行所 〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14
神奈川県知的障害者施設保護者会連合会
事務局 TEL&FAX 045-751-1010



「どこで だれと どう生きてほしいのか」

第6回全国知的障害者施設家族会連合会全国大会 in K O B E

平成22年9月8日・9日

於 メリケンパークオリエンタルホテル

基調講演

講師 松端 克文氏
(桃山学院大学准教授)

- ◆ 現在政府は知的障害を持つ人の暮らしを支えていくために、新しい視点での障害者のための法律の実現をめざしている。
- ◆ 改革推進会議の議論は一人5分間で意見を述べなければならず、実現しようとすればかなりの予算がかかるので、どれだけ実現に近づくか不透明である。
- ◆ 福祉、介護の問題は国民の関心は薄いので高める必要がある。
- ◆ 知的障害者を障害程度区分することはおかしい。
- ◆ 夜間と日中活動を分けることは施設解体に繋がる。



- ◆ 相談支援体制の整備が遅れ機能していない。
- ◆ 「財源不足と「構造改革」小泉改革路線のなかで、経費節減路線である。社会福祉予算を年間2,200億円削減
- ◆ 自立支援という欺瞞
- ◆ 強行採決した議員自身が大変な法律だと言っている。
- ◆ 生きていくのに能力や適正を評価する必要はあるのか。
- ◆ 拙速な議論と当事者不在、審議過程から排除された当事者
- ◆ 応益負担の違憲性
- ◆ 和解に基本合意したが、障害者サービスと考えるのか？
- ◆ 障害者は自己責任ではないので、利益とはいえないのではないか。
- ◆ 健康で文化的な生活を受ける権利は憲法で保障されている。
- ◆ 「基本合意」障害者施策の充実

- ◆ サービス利用を終えなければならない。
- ◆ 地域生活移行の結果、新しい入所待機者になってしまう。(回転下ア現象)
- ◆ 利用者を一人の地域住民として理解すること。次に施設内の支援ステージを地域社会に求め、そこで利用者が当たり前の生活が出来るような支援をすることが求められる。そのためには地域社会に支援者の輪を形成する必要がある。
- ◆ スエーデンでは、国家が親に変わって支援する。GHなどでは職員が十分に配置されていて入所施設より手厚い支援ができています。
- ◆ 日中はデイセンターで過ごす、大まかな利用者の規定はあるが、臨機応変に支援が出来る。利用者8名のGHでは6名の職員と3名の夜勤者が交代勤務している。
- ◆ 人間関係の構築、安定した生活、精神的な安定を保てるような支援が必要である。
- ◆ 障害者改革推進会議での議論と動向と制度改革は権利に対応する公的責任による障害者福祉施策の充実。当事者の戦いから国民的連帯へに焦点がある。
- ◆ 障害者権利条約で言う「合理的配慮」とは障害のために不自由なことがあればそれを取り除くことだ。



- ◆ 報酬単価の改訂、日額制の導入による打撃、職員待遇の悪化と、やり甲斐の喪失は大きい。
- ◆ 施設日中活動のサービスメニューの「おかしな」再編は見直しが必要。
- ◆ 就労継続支援で能力の高い人が利用施設から抜け出せない。(事業所として工賃を高くする必要から)
- ◆ 就労継続支援の利用者が、利用期間が終了したため

- ◆ サービス利用を終えなければならない。
- ◆ 地域生活移行の結果、新しい入所待機者になってしまう。(回転下ア現象)
- ◆ 利用者を一人の地域住民として理解すること。次に施設内の支援ステージを地域社会に求め、そこで利用者が当たり前の生活が出来るような支援をすることが求められる。そのためには地域社会に支援者の輪を形成する必要がある。
- ◆ スエーデンでは、国家が親に変わって支援する。GHなどでは職員が十分に配置されていて入所施設より手厚い支援ができています。
- ◆ 日中はデイセンターで過ごす、大まかな利用者の規定はあるが、臨機応変に支援が出来る。利用者8名のGHでは6名の職員と3名の夜勤者が交代勤務している。
- ◆ 人間関係の構築、安定した生活、精神的な安定を保てるような支援が必要である。
- ◆ 障害者改革推進会議での議論と動向と制度改革は権利に対応する公的責任による障害者福祉施策の充実。当事者の戦いから国民的連帯へに焦点がある。
- ◆ 障害者権利条約で言う「合理的配慮」とは障害のために不自由なことがあればそれを取り除くことだ。



松端講師

- ◆ 施設から地域に「住居が移ればOKではない」仮に施設から出て、地域で生活するとならば、施設で生活していたときのケアの質以上のものが保証されなければならぬ。従って、求めるべきは施設か地域かの二者択一的な選択ではなく一人の住民としての豊かな生活であり幸せな人生を送れるような支援である。

公開座談会

発表者

松端 克文氏
小坂 孫次氏

由岐 透氏
(前福祉協会会長)

議長

南 守氏
(全施連副会長)

小坂孫次氏

◆推進会議では人数も多く、発言時間も短く委員の意見が通じない状況にある。

◆例えば施設利用者の家族がどれだけ苦しんでいるかわかりませんかという発言に対して鼻先で笑われた状況である。

◆地域移行が基本であり、地方自治体に対して、長妻厚労大臣は新法に移行しない施設に対して厳しい指導する指示を出している。

◆自治体の首長は福祉を充実させると言っているのに利用者から応益負担として数千億円を徴収した。

◆国は小さな修正はあっても、一旦決めたことは決して曲げない。

◆介護保険についても統合案を議論することになる。

◆自分の信念として、私の施設で鍵は一切掛けずにいたので、無断外出が多い。食事も食べたいだけ食べさせたが、自然に自分の腹の大きさを知り、食べる量が少なくなりました。食器も陶器で10万個割れ続けたがその後割らなくなりました。

◆年間3億円の収入があり、グループホームの利用者一人に3万円支出していたが、障害者自立支援法になってさらに3万円の追加支出が必要になった。

◆福祉の支援と教育はどこが違うのかしっかりと確立してもらわなければ我々は支援が出来ない。
◆生きていくために必要な教育は誰が教えていくのかしっかりと示された法律であれば良いが、そのような規定もない法律では困る。

由岐会長

松端克文氏の講演に対して

◆2008年に北欧に視察に行ったが、フィンランドは施設がまだあるが、入所施設の解体は今までより質の高い支援が出来る少人数のGHを作ってから行った。

◆障害基礎年金と言うのではなく国民全員を対象としたもので、あるべきである。月に25,000円残ればいいと国は言うが入院したら一ヶ月で無くなってしまう。

◆障害程度区分によってたったの6つに分類して、日中活動と夜間に分けている。これでよいのか。

松端講師

◆施設から地域に出ることは否定しないが、施設は悪であるという考えで解体するということは反対である。

◆集団で運動会や旅行を楽しんだりしていたが、障害者自立支援法



◆その都度必要としてきていることを支援するべきである。

◆工賃改造計画実施後に、4円安くなった現実がある。

◆施設のプログラムをいかに作成して、必要な支援を行い、正規の職員の生活を保障する給料を支払うことが出来るようにするべき。

◆子供は社会の責任で育てなければならぬ。子ども手当は必要だが、日本では、親の収入になってしまったりする恐れがあり、保育所等の支援にすることも一つの考え方である。税金として負担してプールし、必要に応じて支援を受けられる仕組みになっている。

◆福祉の問題は国の仕組みを根本から変えていく必要がある。

南副会長から発表者に質問
知的障害のある方は何処で亡くなっているのでしょうか？

由岐会長…自分の家では看取れない、おそらく親族以外で親と同じ気持ちで、仲間送られながら亡くなっている。

小坂氏…親たちは施設にお願いするしかないと考えているのでは。

松端講師…親子でないけれども職員、仲間と濃密な人間関係を築くことが大切である。親の方が先に亡くなるのである。

全員参加型討論会

紙面の都合で一部抜粋

宮崎県川畑氏

今までの脱施設論は施設は悪という観点からの展開している。全施連としてノーマライゼーションに対する誤った考え方を打ち破り、入所者は人権侵害とされることに対することに対して理論構築

をしていくべきである。
岩本全施連副会長
川畑さんの提言はその通りである。理論構築には多くの皆さんの知恵を集めて対応していく。さらに今後は施設での支援のあり方やどんな支援が必要なのか年齢、障害によって最善のものにするべき。基本的には個室で、施設のレベルを上げるような提言をしていくべきである。

福岡八木氏
個室でなく、今は一人部屋と言うべきである。(個室はトイレ、風呂、キッチン等がある)

言葉はしっかりと実態を示すものでなければ逆用されたりするので用心することが必要だ。

由岐会長
入所から入居へ。入所とは刑務所である。入居に相応しい施設にするべき。入所施設と言うことを止めた。

熊本氏
入所更生もやめたい。「更生」という響きは刑務所から出た人たちに使う言葉につながる。

福岡県
子供は24歳ですが、子供の頃、甥っ子がその子を馬鹿だと言ったが、お腹の中で字を持つてくるのを忘れたただけだといったら元気になった。

島根県
提言…親亡き後は施設で。そのために我々がどのような行動をすればよいのかわからない。良い施設を作ってもらいたい。

南副会長
障害者自立支援法を廃止にする政党が政権を取った時、これから何をしようかと思った。そのときは全施連はそれ以外について考えていなかった。親が施設がどうあるべきか考える

べき。一人部屋の問題、障害の「害」の字など自分の言葉で語るべき。

岩本副会長
神奈川県としてあるべき施設像について議論している。次にやるべきことは本人がどう生きたがつていけるかを考えていきたい。本人を支える支援者としての資質向上に努めていきたい。

兵庫県
政権政党になったのに反対方向に向かったのは許せない。街頭で嘘をつく政治を止めてくれと呼びかけた。(以下略)

大会決議

大会の最後に岩本全施連副会長が「全施連 平成22年度全国大会決議案」が提案され、全会一致で承認された。

一、障がい者総合福祉法について

二、障害者自立支援法の廃止にむけた具体的取り組みを進めること

三、入所施設存続の必要性について認識を深めること

四、知的障害者の地域移行については、それを可能にする仕組みをまず作る。

(詳細内容は別紙)



文責：杉山 昌明